

第25回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年6月25日(火)

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時30分

第25回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第132号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第134号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第135号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第136号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第137号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第122号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第123号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第124号 農地法第3条の規定による許可の取消申出について

報告第125号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第126号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第127号 農業用施設用地に供する届出について

報告第128号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君	18 番	奈 良	晴 夫 君

欠席委員 1名

15番 籠 宮 信 寿 君

推進委員

久喜 5	内 田	高 司 君	菖蒲 10	石 井	松 江 君
菖蒲 11	森 田	清 君	栗橋 2	平 井	秀 昌 君

事務局

事務局長	田 中	智 也	副主幹 兼係長	村 田	直 洋
主 任	松 田	知 也	主 任	松 崎	宣 幸
主 事	横 山	玲 央			

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第25回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、15番、籠宮委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。1番、杉田委員、2番、岸田委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、6月11日、埼玉県農業会議主催による農業委員会サポートシステム操作研修会があげぼのビルにおいて開催され、松田主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、6月13日、同じく埼玉県農業会議主催による令和6年度農業者年金担当者研修会が埼玉教育会館において開催され、松田主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、6月14日、埼玉県農林部農業政策課主催による令和6年度第2回農地事務新任担当者研修会がウェブにおいて開催され、松田主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第131号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号241303、譲受人は北青柳在住の方、譲渡人は北青柳在住の方ほか2名となっております。土地の

表示につきましては、北青柳ほか地内の畑7筆、田7筆、合計4,793.04平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を49アール耕作しており、取得後につきましては水稲等の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の7ページ、申請書番号242308、譲受人は桶川市に本社を置く法人、譲渡人は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑5筆、合計7,285平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を1,454アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書7ページ、8ページ、申請書番号242309、譲受人は菖蒲町小林に本社を置く法人、譲渡人は伊奈町在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の田13筆、畑10筆、合計1万2,094平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を1万4,205アール耕作しており、取得後につきましては水稲等の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242311、譲受人は菖蒲町菖蒲在住の方、譲渡人は東京都杉並区在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑2筆、田1筆、合計1,344平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規経営でございます。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号243301、譲受人は高柳在住の方、譲渡人は高柳在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑2筆、合計418平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の移譲でございます。譲受人については、現在水稲及び野菜を合計15アール耕作しており、取得後につきましては野菜等の作付を予定しているということでございます。

以上、所有農地について良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。6月22日に、5番の川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号241303番、資料1—1と資料1—2になります。資料1—1からご説明いたします。まず、申請地は3か所に大きく分かれておりますが、左側からご説明いたします。申請地は、久喜市総合運動公園メインアリーナから南西に350メートルほどに位置しております。農地の現況は畑で、きちんと管理されておりました。続きまして、中央、こちらメインアリーナから南に200メートルほどに位置しております。現況は2筆で、田です。きちんと管理されておりました。続きまして、右側です。こちらメインアリーナから南東に400メートルほどに位置しております。上段、左右、両方とも右側が2筆、左側が3筆で、両方とも田です。北側が畑となっております。その左側に黒く塗り潰されているところ、こちらが畑となっております。全てきちんと管理されておりました。

続きまして、資料1—2を御覧ください。申請地は、地図に記載されていませんが、江面小学校から東に1,500メートルほどのところに位置しております。こちらは畑で3筆となっております。きちんと管理されておりました。

申請者世帯の農地に管理状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作管理するものと思われま

以上、この案件につきましては申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。6月21日に坂巻委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号が242308、資料の2番を御覧ください。農地の場所ですが、圏央道の菖蒲パーキングエリアの南に300メートルほどの場所となります。農地の状況ですが、ちょうど水田で田植えが終わっている状況でした。譲受人の農機具の所有状況ですが、トラクター5台、コンバイン1台、乾燥機4台、田植機2台を所有しております。農機具の所有状況からと耕作状況から考えて、適切に耕作されると考えられます。

次に、申請書番号242309、資料のほうは資料3-1と3-2となります。こちらの資料のほうで、全部で16か所です。筆数でいうと23筆となります。そのうち畑が10筆で水田が13筆となります。場所ですが、個々を見ていると難しいので、大体で言いますけれども、県道の北根菖蒲線沿いのトーエイ物流の新堀営業所というところがあるのですけれども、その周辺です。農地の状況ですが、5か所が作付なしで、3か所が農業用ハウスになっています。そのほか8か所は水田となっていて、田植えが行われている状況でした。譲受人ですが、トラクター9台、田植機2台、コンバイン3台、乾燥機5台の農業法人となります。農機具の所有状況から適切に耕作されると考えられます。

続きまして、申請書番号242311、資料4となります。場所ですが、122号バイパス菖蒲陣屋の交差点から北へ150メートル、西へ200メートルほど行った場所となります。農地の状況ですが、ネギなど野菜が植え付けられている状況でした。農機具の所有状況ですが、トラクターが1台、耕運機が1台所有しており、農地の耕作状況や農機具の所有状況から適切に管理されていると思います。

以上の3件ですが、現地の状況から許可相当と判断します。

以上となります。

○18番（奈良晴夫君） 18番、奈良晴夫でございます。6月21日に現地調査を行いました。

申請書番号が243301、資料5です。申請地は、さいたま栗橋線、門樋橋より北西へ200メートルほどに位置しております。農地の状況は畑で、野菜を作付していました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われれます。

以上、本案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 農林公社が7,285平米持っていますよね、これ売買するということなのですか、農林公社はこんなに農地を持っているのですか。

○会長（長谷川 勲君） では、私が知っている限りで説明します。昔は、農林公社は買って保有しました。最近はそのことをしていません。今は持ち主と話し合いをして、買主が決まれば買う形になって農林公社が買います。登記とか、そういう手続は公社がやるようになっていますから。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案132号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第132号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第132号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書10ページ、申請書番号243402、申請者は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、860平米でございます。申請の内容につきましては、資材置場兼駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、現在当該申請地の近隣の敷地において養豚業を営んでおりましたが、高齢等の理由により養豚業を廃業し、その資材を申請人自身の所有する敷地内に置いておりましたが、当該地が開発され資材等を置く場所に困っていたため、自身が所有する当該申請地を資材置場兼駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○18番（奈良晴夫君） 18番、奈良でございます。6月21日に現地調査を行いました。

申請書番号243402、資料6でございます。申請地は、国道122号バイパスの十王橋より西へ50メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側、西側、南側、いずれも市道に接しており、北側は雑種地であり、付近に農地はございません。被害防除については、周囲をネットで囲み、砂利等は飛ばさないような計画となっております。

以上、本案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であるものと判断いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま奈良委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第132号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第133号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書12ページ、申請書番号241503、譲受人は桶川市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜ほか地内の畑3筆、合計358.84平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は現在妻と子供と共に市外の自己用住宅にて生活しておりますが、現在の住まいが老朽化し、また手狭になってしまったことから、譲受人の通勤に便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号242502、譲受人は菖蒲町新堀に事務所を置く宗教法人、譲渡人はさいたま市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畑1筆、551平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場の敷地拡張を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。当該宗教法人の敷地には駐車場がなく、檀家が行事等に参加するときには常に路上駐車をしており、そのため檀家から駐車場を設置してほしいとの要望が出ているようです。今回近隣で土地を探していたところ、隣地の所有者から了承が得られたことから、駐車場のための敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号242503、譲受人は上尾市在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑1筆、495平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、譲受人の妻の実家が農業をしており、後継者として農業を行っていきたいと考え、譲受人の実家に近い当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号243503、譲受人は伊坂南3丁目に本店を置き、建築資材の運搬、販売を行っている法人となります。譲渡人については、高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、609平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は現在業績も好調で、事業を拡大したいと考えておりますが、資材置場が常にいっぱい状態で、また営業所については敷地が狭く車両がすれ違う際に大変苦労している状況となっております。今回近隣で土地を探していたところ、現在営業している隣地の所有者から了承が得られたことから、資材置場のための敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号244505、譲受人は中妻に本社を置き建築物の増築、修繕、また周辺事業等を行っている法人となります。譲渡人は鴻巣市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、294平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在資材を置くスペースがなく、市外のレンタルスペースを借りて対応するなど大変効率が悪い状態が続いています。この状態を解消するべく、今回近隣で土地を探していたところ、現在の事業所からほど近い当該申請地の所有者から

了承が得られたことから、資材置場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上5件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。6月22日に5番の川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号241503番、資料7を御覧ください。申請地は県立久喜工業高等学校の校舎から北に400メートルほどの集落内に位置しております。農地の現況は畑で、きちんと管理されておりました。周囲は、北側が住宅、東側が市道、南側が市道、西側が市道となっております。

以上、この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤でございます。6月21日に、坂巻委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号が242502、資料の8番となります。申請地の場所ですが、県道北根菖蒲線、埼玉原種育成会から騎西方向に250メートル程度進むと左側にあるお寺になります。周囲の状況ですが、東側と北側がお寺の敷地となりまして、南側と西側が市道となります。排水計画ですが、碎石を敷き、雨水は敷地内浸透にて処理するという事です。こちら先ほどと同じで、農地が周りにない状況ですので、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと考えられます。

申請書番号が242503、資料の9番となります。申請地の場所ですが、三箇小学校から北へ100メートル、西へ100メートルほどの場所となります。周囲の状況ですが、東と南側が住宅となっており、北側と西側が畑となっております。排水計画ですが、雨水は宅地内に合併処理浄化槽を設置し、オーバーフロー分をU字溝へ放流しますということです。排水対策もしっかりされておりますので、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと考えられます。

以上2件につきまして許可相当と判断します。

○18番（奈良晴夫君） 18番、奈良でございます。6月21日に現地調査を行いました。

申請書番号243503、資料10番でございます。申請地は高柳香取神社から南東へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側が市道、東側が住宅、南側が資材置場と水路、西側が畑でございます。被害防除については、雨水は宅地内浸透処理とし、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。周辺農地への被害を及ぼすことはないと思われま。

以上、本案件については申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたします。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋でございます。6月21日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号244505、資料11になります。申請地は、鷲宮西中学校から北西に100メートルの集落内に位置しております。周囲は、北と西が宅地、東が県道、南が用水路となっております。畑の状況は、きれいに管理されておりました。被害防除につきましては、周囲にブロックを設置し、排水については敷地内浸透で処理されるという計画になっており、周囲に畑もないため、被害は及ぼすことはないと思われま。

以上1案件について、申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第134号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第134号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第134号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書15ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございます。今月計画変更1件提出されております。

申請書番号、久喜5053番、土地の表示につきましては、北青柳地内の田1筆、畑1筆、合計473平米でございます。こちらの対象地につきましては、平成22年3月、事業目的を自己用住宅建築とした農地法第5条の許可を埼玉県から受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後状況が変わり、当該申請地に自己用住宅を建築しないまま現在に至っているとのことでございます。そのため、申請地の現況は現在も農地となっておりますが、今回自己用住宅建築を予定している方が事業計画の承継者として計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。なお、計画変更後については、承継者の自己用住宅建築のための宅地として利用される予定となっております。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第134号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第135号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第135号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、菖蒲33番から48番まで及び54番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第135号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書17ページから21ページまでになります。今月32件の申出を受けておりまして、うち新規案件が25件となっております。それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、18ページ、申請書番号、菖蒲の31番、利用権を設定する農地が、菖蒲町上栢間地内の田1筆、388平米でございまして、借手は桶川市在住の方、貸手は東京都三鷹市在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、18ページ、19ページ、20ページ、申請書番号、菖蒲の33番から48番まで及び54番が借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が菖蒲町小林地内の田28筆、畑1筆、合計1万9,284.91平米でございまして、借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手が菖蒲町小林ほか在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が貸借権の設定、水稲作付ほか10年間、賃借料が反当たり5,000円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、19ページ、申請書番号、菖蒲の49番、利用権を設定する農地が菖蒲町下栢間地内の田4筆、合計3,413平米でございまして、借手が菖蒲町下栢間在住の方、貸手が菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が貸借権の設定、水稲作付3年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲50番、利用権を設定する農地が菖蒲町下栢間ほか地内の田2筆、合計1,966平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が貸借権の設定、水稲作付3年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、19ページ、20ページ、申請書番号、菖蒲51番、52番が借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が菖蒲町小林地内の畑19筆、田2筆、合計1万1,337平米でございまして、借手が菖蒲町柴山枝郷に住所を置く法人、貸手が菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権が貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲53番、利用権を設定する農地が菖蒲町上栢間地内の田1筆、991平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が貸借権の設定、水稲作付3年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋の12番、利用権を設定する農地が小右衛門地内の田1筆、畑2筆、合計2,624平米でございまして、借手は茨城県五霞町に住所を置く法人、貸手は小右衛門在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑10年間を予定しているものでございます。

続きまして、20ページ、21ページ、申請書番号、栗橋の13番、利用権を設定する農地が小右衛門地内の畑4筆、合計1,763平米でございまして、借手は茨城県古河市在住の方、貸手は愛知県名古屋市在住の方となっております。設定する利用権が貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が4筆で合計1万円を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて89筆、6万3,437.91平

米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

初めに、菖蒲31番、50番、53番の借手につきましては、菖蒲10地区の石井松江推進委員よりお願いします。

○菖蒲10（石井松江君） 今回3件まとめて発表します。借手の方につきましては、主に水稻を耕作されており、今年度については田植がもう終わっておりまして、全ての農地を適切に管理されております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲49番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲の49番、借手の方については現在水稻及び野菜を合計91アール耕作しており、すべて良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされていると推進委員のほうから報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲51番、52番の借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

○菖蒲11（森田 清君） 菖蒲11、森田でございます。今回利用権を設定する農地の借手の方は、同じ市内の柴山枝郷に住んでおりまして、ただいま貸付け面積大体3万1,000平米くらいになっておりまして、この間ご報告受けたのが、あと2、3か月でネギの移植が大体終わる段階になりましたというような報告を受けました。近所の方々も非常に喜んでおりまして、ますますオファーが寄せられますので、今後またお世話になると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋13番の借手につきましては、栗橋2地区の平井推進委員よりお願いします。

○栗橋2（平井秀昌君） 栗橋2地区の平井です。5月21日に会長、私、借手の方、事務局で新規就農しての利用権設定に伴う面談を行いました。借手の方については、自分の仕事を通して食の大切さを考え、自分で農作物を作るという夢を持っていました。定年後に夢を実現するため農地物件を探していましたが、この用地を見つけ決心したそうです。利用権を設定し、空家を拠点とする予定で、その場所に農業機材を格納するとのこと。最後に、借手の方の夢をかなえることに期待するとともに、推進委員としてできる限り協力したいと考えています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋12番の借手につきましては、市外法人のため事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、栗橋の12番、借手については茨城県五霞町に事務所を置く法人のため、五霞町の農業委員会のほうに経営状況等を確認したところ、現在水稻及び野菜を合計で469アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で、新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第135号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

[賛成者挙手(全員)]

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第136号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第136号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第136号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の23ページ、24ページ、初めに菖蒲の1番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田24筆、合計1万6,787平米でございます。借手の方は菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で3,931アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付10年間、賃借料が反当たり5,000円ほかとなっております。

次に、菖蒲の2番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の畑1筆、317平米でございます。借手の方が菖蒲町柴山枝郷に事務所を置く法人で、現在野菜を合計で336アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑10年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

次に、菖蒲3番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田4筆、合計2,180.91平米でございます。借手の方が菖蒲町小林の方で、現在水稲及び野菜を合計622アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付10年間、賃借料が反当たり7,000円ほかとなっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第136号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

[賛成者挙手(全員)]

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第137号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第137号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹係長(村田直洋君) それでは、議案第137号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書26ページ、27ページ、今月は相続税の納税猶予に関する適格者証明願が1件提出されておりますので、ご説明させていただきます。

まず、相続税の納税猶予についてご説明させていただきます。相続税の納税猶予制度については、農地を相続した際に高い評価額で相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても、相続税を支払うために農地を売却せざるを

得ないという問題が生じてしまうことから、農業経営を継続する相続人を税制面から支援する目的で設けられた制度でございます。この制度を適用することで、農業を営んでいた被相続人から農地を取得した相続人が、その取得した農地により農業を開始した場合は、一定の要件の下に相続税の納税が猶予されます。その一定の要件については、1つ目に被相続人、亡くなった方については、死亡の日まで農業を営んでいた者となっております。2つ目、相続人については、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者となっております。今回、今ご説明させていただいた被相続人が農業を営んでいたかということと、相続人が今後農業経営を行っていくかという2つのことについて農業委員会に対して相続人である申請者の方から、その証明を求められているものでございます。

それでは、議案書に掲載されている1件の案件について説明させていただきます。対象地の具体的な土地の表示については、久喜地区の太田袋ほかにあります田14筆、畑18筆、合計1万8,009平米でございます。申請者の方は、太田袋にお住まいの相続人の方でございまして、被相続人と相続人の関係は親子となっております。

以上1件について、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、申請者の農業従事状況につきまして、久喜5地区の内田推進委員より報告を願いたいと思います。

○久喜5（内田高司君） 今回相続税の納税猶予に関する適格者証明書を申請された相続人の方は、太田袋地内にお住まいの方で、農業経営状況につきましては、水稻を106アール、畑は34アールを全て良好に耕作管理されています。また、被相続人の方につきましても、生前同様に農地を全て良好に耕作管理しておりました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。

はい。

○14番（野口和幸君） 14番の野口です。この1万8,009平米の相続を受けるということですが、これ相続税かかるのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、説明お願いします。

○主事（横山玲央君） 実際の本来かかる税額ということですかね、というのは農業委員会では分かりかねます。

○14番（野口和幸君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。

早野委員さん。

○17番（早野公夫君） 17番の早野です。納税猶予についても一つ、納税猶予の適用を受ける期間というのはどのくらいまでになるのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 期間については、基本的にはその適格者が亡くなるまでになります。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員さん。

○17番（早野公夫君） もう一つ、納税猶予を受けている期間に土地が売却とか、そういう権利が移動した場合に、猶予が切れるわけでしょう。

○主事（横山玲央君） 猶予が切れるかというのを確定することについては、税務署の判断になってしまうのですが、基本的には納税猶予を受ける条件としては、その方が農業を営むためにその猶予をするわけですから、農地の

権利移動とかをした場合は適用が外れるという可能性あるのかなと思います。

○会長（長谷川 勲君） 岸田委員。

○2番（岸田一男君） すみません、1つ教えていただきたいのですが、相続人が亡くなるまでやらないと納税猶予にならないよということですね。昔、20年やれば大丈夫だよという話も聞いたことがあるのですが、それは今はなくなったのですか。

○主事（横山玲央君） 平成21年までだったと思うのですが、岸田委員さんのおっしゃるとおり、相続された方が20年営農した場合は納税が免除されるというふうにはなっていたのです。ただ、平成21年からの法改正によって、その20年免除というものはなくなりまして、基本的には相続した方が終身営農することが原則になったものです。

○2番（岸田一男君） ずっと農業をやると。

○主事（横山玲央君） 一応終身営農ですが、緩和の規定はあって、いわゆる特定貸付けというもので、その人が、例えばがとかで営農ができなくなったとしても、そういった制度を活用すれば納税猶予が続くというふうなものにはなっています。

○会長（長谷川 勲君） そのほか質問はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。議案第137号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告でございます。

議案書29ページ、農地法第4条の届出でございます。今月3件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、31ページから33ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月8件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、35ページ、農地法第3条の許可の取消の申出についてでございます。今月取消の申出1件提出されております。こちらについては、令和5年10月に農地法第3条の許可がなされた案件ですが、計画変更のため今回取消の申出が提出されたものでございます。

続きまして、37ページから44ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は8件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、46ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月1件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、48ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は2件の届出を受理しており、選果場兼販売所等に伴う届出となっております。

続きまして、50ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がありましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時30分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年6月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 杉 田 孝 行

署 名 委 員 岸 田 一 男